

平成 25 年度 中小企業庁支援策のご案内



経営
サポート

技術の高度化・IT化・知財活用を支援します

中小企業の皆様の持つ技術やノウハウは貴重な資源です。地域・ものづくり中小企業の技術力強化に向けた研究開発、知財活用、ITの導入などを強力に支援します。



 経済産業省

 中小企業庁

1

中小企業のものづくりを支援します

1 中小企業の「ものづくり基盤技術」を強化します

中小ものづくり高度化法

中小ものづくり高度化法に基づいて、鋳造、鍛造、切削加工、めっき等の「特定ものづくり基盤技術（22技術）」に関する研究開発等を国が支援します。中小企業者が、「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿った研究開発計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた場合に、次の支援措置を利用することができます（個別の支援措置ごとに、支援機関の審査や確認が必要となります）。

特定ものづくり基盤技術（22技術）

①組込みソフトウェア	②金 型	③冷凍空調	④電子部品・デバイスの実装
⑤プラスチック成形加工	⑥粉末冶金	⑦溶射・蒸着	⑧鍛 造
⑨動力伝達	⑩部材の締結	⑪鑄 造	⑫金属プレス加工
⑬位置決め	⑭切削加工	⑮繊維加工	⑯高機能化学合成
⑰熱処理	⑱溶 接	⑲塗 装	⑳めっき
㉑発 酵	㉒真 空		

特定ものづくり基盤技術高度化指針

22技術について、中小企業が目指すべき技術開発の方向性をとりまとめた将来ビジョンです。22技術それぞれについて、自動車・情報家電などの川下製造業者が抱える課題や、その課題を踏まえて中小企業者が実施すべき技術課題が整理されています。

高度化指針は、下記の中小企業庁ホームページに掲載されています。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/02_1hounosikumi.htm

認定を受けた中小企業への支援

- (1) 戦略的基盤技術高度化支援事業（委託金）（3ページ参照）
- (2) 特許料及び特許審査請求料の軽減（3ページ参照）
- (3) 政府系金融機関による低利融資制度（4ページ参照）
- (4) 中小企業信用保険法の特例（4ページ参照）
- (5) 中小企業投資育成株式会社法の特例（4ページ参照）

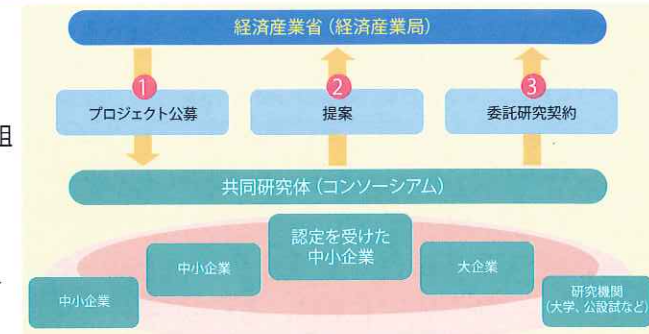
中小ものづくり高度化法ポータルサイト <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm>

- お問い合わせ先 ● 中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816
 ● 各経済産業局（最終頁「ものづくり支援」参照）

2 ものづくり基盤技術の研究開発資金を提供します

戦略的基盤技術高度化支援事業

特定ものづくり基盤技術（22技術、2頁参照）の向上につながる、中小企業・小規模事業者、ユーザー企業、研究機関等からなる共同研究体によって実施される研究開発から試作までの取組を行う際、委託金を受けることができます。本事業を利用するには、中小ものづくり高度化法に基づく認定を受ける必要があります（本事業の公募申請は、法認定申請と同時に行うことができます）。



3 お客さまのニーズに対応した試作品の開発・設備投資を支援します

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金（ものづくり補助金）

中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を補助します。

対象	ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等の取組であり、以下の1～3の要件をすべて満たす事業であること 1. 顧客ニーズにきめ細かく対応した競争力強化の形態として、以下のいずれかの類型に概ね合致する事業であること (1) 小口化・短納期化型 (2) ワンストップ化型 (3) サービス化型 (4) ニッチ分野特化型 (5) 生産プロセス強化型 2. どのように他社と差別化し競争力を強化するかについての事業計画を提出し、その実効性について認定支援機関により確認されていること 3. 我が国製造業の競争力を支える「中小ものづくり高度化法」22技術を活用した事業であること
補助金額	100万円～1,000万円（補助率2/3以内）
公募時期	第1次 平成25年3月15日～4月15日（終了） 第2次 平成25年6月10日～7月10日

- お問い合わせ先 ● 全国事務局（全国中小企業団体中央会） TEL.03-3523-4901
 ● 地域事務局（各都道府県中央会）（15頁参照）
 ● 中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816

4 特許料、審査請求料を半額に軽減します

特許料、審査請求料の軽減措置

ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発に取り組まれている中小企業に対する特許料などを軽減します。中小ものづくり高度化法に基づく認定を受けた特定研究開発等計画の成果に係る発明等※及び、当該計画に従って承継した発明等に係る「審査請求料」と「特許料（第1年分～第10年分）」が半額軽減になります。

※計画終了後2年以内の出願に限ります。

特許出願に要する経費は？	
出願料	15,000円
審査請求料	118,000円 + 4,000円 × 請求項数
特許料	1～3年 2,300円 + 200円 × 請求項数
特許料	4～6年 7,100円 + 500円 × 請求項数
特許料	7～9年 21,400円 + 1,700円 × 請求項数
特許料	10年 61,600円 + 4,800円 × 請求項数
特許料	11年～ 61,600円 + 4,800円 × 請求項数

半額に軽減します

- お問い合わせ先 ● 中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816
 ● 各経済産業局 特許室（最終頁「特許料など軽減」参照）

5 ものづくり基盤技術の研究開発資金の 低利融資、特例保証等を受けられます

日本政策金融公庫の低利融資

●中小ものづくり高度化法認定関連

中小ものづくり高度化法に基づく認定を受け、ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行う中小企業は、日本政策金融公庫（中小企業事業）による低利融資を受けることができます。

貸付金利	特別利率③
貸付期間	設備資金 → 20年以内
	運転資金 → 原則5年以内

●ものづくり製品開発計画関連

特定ものづくり基盤技術（22技術、2頁参照）を活用して、新製品・新技術の開発及び当該開発の成果に係る販路開拓などに取り組む中小企業は、日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）による低利融資を受けることができます。（中小ものづくり高度化法に基づく認定は不要）

貸付金利	特別利率①
貸付期間	設備資金 → 20年以内
	運転資金 → 原則5年以内

お問い合わせ先 ●日本政策金融公庫 全国各店舗 <http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

- 国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
 - 中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
- 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505

中小企業信用保険法の特例

中小ものづくり高度化法に基づく認定を受けた研究開発計画について、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠などの特例措置を講じます。

（例）債務保証限度額が2億円から3億円に拡充

お問い合わせ先 ●全国信用保証協会連合会 TEL.03-6823-1200

- 各都道府県の信用保証協会

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小ものづくり高度化法に基づく認定を受けた計画を行うために、資本金3億円の制限を超える株式会社を設立する場合も、その株式が中小企業投資育成株式会社の投資の対象になります。

お問い合わせ先 ●東京中小企業投資育成株式会社 TEL.03-5469-1811

●名古屋中小企業投資育成株式会社 TEL.052-581-9541

●大阪中小企業投資育成株式会社 TEL.06-6459-1700

2 技術開発・研究開発・新商品開発や 補助金成果の事業化を支援します

1 研究開発補助金等の成果の事業化を支援します

中小企業技術革新制度（SBIR制度）

中小企業新事業活動促進法に基づき、関係省庁が中小企業の研究開発のための補助金等（特定補助金等）を交付し、その事業化までを一貫して支援する制度です。

お問い合わせ先 ●中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816

●特許費用が安くなります：特許料などの軽減（13頁参照）

お問い合わせ先 ●各経済産業局特許室（最終頁「特許料など軽減」参照）

●信用保証が厚くなります：中小企業信用保険法の特例（債務保証）

新事業開拓保険制度について、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠など特例措置を講じます。（例）特定補助金などの活用により→債務保証限度額が2億円から3億円に拡充

お問い合わせ先 ●全国信用保証協会連合会 TEL.03-6823-1200

- 各都道府県等の信用保証協会

●投資による資金を期待できます：中小企業投資育成株式会社法の特例（投資）

株式会社の設立、資金の調達につき、資本金3億円の制限を超えて、投資の対象となります。

お問い合わせ先 ●東京中小企業投資育成株式会社 TEL.03-5469-1811

●名古屋中小企業投資育成株式会社 TEL.052-581-9541

●大阪中小企業投資育成株式会社 TEL.06-6459-1700

●特別貸付を受けることができます：日本公庫の特別貸付制度

SBIR特定補助金などの交付を受けた中小企業者などは、以下の各資金について、記載されている利率で貸付を受けることができます。

○新事業育成資金（中小企業事業）

資金用途	設備資金及び長期運転資金
貸付利率	貸付：特別利率③（貸付後5年間）、基準利率+0.2%（6年目以降） 社債及び新株予約権付貸付：基準利率
貸付期間	15年以内。ただし、長期運転資金については、7年以内

○女性、若者／シニア起業家支援資金（中小企業事業、国民生活事業）

資金用途	(中小企業事業) 設備資金及び長期運転資金 (国民生活事業) 設備資金及び運転資金
貸付利率	(中小企業事業) 基準利率（土地に係る資金を除く設備資金については、2億7千万円を限度として特別利率③） (国民生活事業) 基準利率（土地に係る資金を除く設備資金については、特別利率③）
貸付期間	15年以内。ただし、長期運転資金（国民生活事業は、運転資金）については、7年以内

○新規開業支援資金（国民生活事業）

資金用途	設備資金及び運転資金
貸付利率	基準利率（土地に係る資金を除く設備資金については、特別利率③）
貸付期間	15年以内。ただし、運転資金については、7年以内

○新事業活動促進資金（国民生活事業）

資金用途	設備資金及び運転資金
貸付利率	貸付：基準利率（土地に係る資金を除く設備資金については、特別利率②）
貸付期間	20年以内。ただし、運転資金については、7年以内

お問い合わせ先 ●日本政策金融公庫 全国各店舗 <http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

事業資金相談ダイヤル TEL.0120-154-505

●国や関係機関の入札に参加しやすくなります:入札参加機会の特例措置の拡充

SBIR特定補助金などの交付を受けた中小企業者については、参加しようとする入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることを自ら証明できれば、入札参加資格のランクや過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるよう特例措置があります。

お問い合わせ先 ●中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816
●各省庁調達担当窓口

●設備導入に必要な貸付割合を増やすことができます:小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

産業活力再生特別措置法に基づく措置として、貸与機関が実施する小規模企業設備資金制度の貸付割合を1/2から2/3へ拡充します。※この特例の適用は、平成27年度末までの措置となっています。

お問い合わせ先 ●全国中小企業取引振興協会 TEL.03-5541-6688

●SBIR特設サイト

中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」にSBIR特設サイトを開設しています。SBIR特設サイトでは、SBIR特定補助金などの公募情報や一覧、制度の詳細な内容、事業化に成功した企業の情報やインタビューなどを掲載しています。

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/index.html>

お問い合わせ先 ●中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816

2 技術力のある中小企業の 技術開発・研究開発・新商品開発を支援します

戦略的基盤技術高度化支援事業

中小ものづくり高度化法に基づき、鍛造、切削加工、めっき等の特定ものづくり基盤技術(22技術、2頁参照)の向上につながる、中小企業、ユーザー企業、研究機関等からなる共同研究体によって実施される研究開発から試作までの取組を支援します。

委託金額	初年度最大4,500万円
委託期間	2~3年
公募時期	平成25年4月24日~6月20日
ホームページ	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2013/0424SenryakuKoubo.htm

お問い合わせ先 ●中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816
●各経済産業局(最終頁「ものづくり支援」参照)

中小企業技術革新挑戦支援事業

中小企業者が、自らの有する技術力を活用して、国等における中小企業者向け技術開発に挑戦するための探索研究・実証実験(F/S)を支援します。

委託金額	300万円程度
委託期間	半年間程度
公募時期	平成25年5月20日~6月14日
ホームページ	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2013/130520Challenge.htm

お問い合わせ先 ●中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816

グローバル技術連携支援事業

厳しいグローバル競争に打ち克つため、複数の中小企業者等から構成される共同体が、オンリーワン技術の獲得や技術流出防止、模倣品対策を図りながら海外展開を目指して取り組む試作品開発とその成果に係る販路開拓を支援します。

補助金額	共同体1事業当たり5,000万円(単年度:2,000万円以内)、補助率2/3以内
補助期間	1~3年
公募時期	平成25年5月15日~6月20日
ホームページ	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2013/0515global.htm

お問い合わせ先 ●中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816
●各経済産業局(最終頁「グローバル技術連携」参照)

地域中小企業イノベーション創出補助事業

産学官連携体制の構築を通じて地域発の優れた実用化技術の事業化を促進し、新事業の創出に資することを目的として、地域の中小企業を中心に大学や高専が共同で実施する実証研究を支援します。

補助金額	300万円~3,000万円(単年度)、補助率2/3
補助期間	2年以内
公募時期	平成25年4月22日~6月3日
ホームページ	http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/k130422002.html

お問い合わせ先 ●産業技術環境局大学連携推進課 TEL.03-3501-0075
●各経済産業局(最終頁「地域イノベーション」参照)

新エネルギーベンチャー技術革新事業

中小・ベンチャー企業が有する、新エネルギー等に関する潜在的技術シーズを発掘し、その開発及び実用化を支援します。

委託金額	フェーズA(F/S):1,000万円以内(委託:NEDO負担率100%) フェーズB(基盤研究):5,000万円以内(委託:NEDO負担率100%) フェーズC(実用化研究開発):5,000万円以内(助成:助成率2/3以内)
委託期間	フェーズA(F/S):1年間以内 フェーズB(基盤研究):1年間以内 フェーズC(実用化研究開発):1年間程度
公募時期	平成25年4月3日~5月15日
ホームページ	http://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100034.html

お問い合わせ先 ●NEDO 技術開発推進部 技術革新・基盤技術グループ TEL.044-520-5171
●資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 TEL.03-3501-4031

課題解決型医療機器等開発事業

高度なものづくり技術(切削、精密加工、コーティング等)を有する中小企業と、医療現場のニーズ・課題を有する医療機関等とが連携した「医工連携」による医療機器の開発・改良について、臨床評価や実用化までの一貫した取組を支援します。

委託金額	未定
委託期間	3年以内
公募時期	平成25年3月29日~5月20日17時 公募提案書受付期間:平成25年5月7日~5月20日17時必着
ホームページ	http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/k130329001.html

お問い合わせ先 ●経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課 医療・福祉機器産業室
TEL.03-3501-1562

新事業活動・農商工連携等促進支援事業(補助金)

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う新商品開発等(農商工連携)、中小企業者による地域産業資源(地域の農林水産物、生産技術、観光資源等)を活用した新商品開発等や異分野の中小企業者が連携して行う新商品開発等(新連携)に対し支援を実施します。

補助金額	上限3,000万円、補助率2/3
公募時期	平成25年2月15日~3月11日
ホームページ	http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/noushoko/index.html http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/index.html http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/index.html

お問い合わせ先 ●中小企業庁 新事業促進課 TEL.03-3501-1767
●各経済産業局(最終頁「新事業展開・新連携・農商工・地域資源」参照)

小規模事業者活性化補助金

認定支援機関等による経営支援を受けながら、特色ある新商品の開発、新サービスの提供等に取り組む小規模事業者に対し支援を実施します。

補助金額	上限200万円、補助率2/3
公募時期	平成25年6月以降(予定)

お問い合わせ先 ●中小企業庁 新事業促進課 TEL.03-3501-1767
●各経済産業局(最終頁「小規模事業者活性化補助金」参照)

中小企業向け技術開発補助金等の公募情報の一覧<SBIR特設サイト>

中小企業基盤整備機構が運営する中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」内の「SBIR特設サイト」では、上記の補助事業・委託事業を含めて、SBIR補助金(各府省の中小企業向けの技術開発補助金)や公募情報の一覧を掲載しています。

SBIR特設サイト <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/index.html>

3 試験研究費は税額控除の対象になります

試験研究費の一定割合が法人税額や所得税額から控除されます。

中小企業技術基盤強化税制（試験研究費の税額控除）

対象者	青色申告書を提出する中小企業者など(資本金1億円以下) (注:資本金がない場合は、常時使用する従業員1,000人以下)
対象費用	試験研究を行うために要する、原材料費、人件費、経費、外部への委託試験研究費、技術研究組合の賦課金
控除額	試験研究費の総額の12%を税額控除。 【税額控除額の上限】法人税額の30%(平成25年度及び平成26年度)。恒久措置は20%。 【控除限度超過額】次年度に繰越可能(ただし、平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額については、平成23、24年度において、税額控除の対象とすることが可能です) 上記恒久措置に加え、①、②のいずれかを選択し、追加できます。 (平成25年度までの時限的措置) ①試験研究費の増加額(直近3年分の平均を超えた分)の5%を税額控除 ②試験研究費の額が売上金額の10%を超える場合、その額に一定の割合(試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合)を乗じた額を税額控除 【税額控除額の上限】①、②とも総額型と別枠で法人税額の10%
手続きなど	・税務署などから「税額控除明細書」を入手 ・同書に試験研究費の額などを記入の上、確定申告時に青色申告書と一緒に提出

その他、上記対象者以外は試験研究費の総額に係る特別税額控除制度(研究開発税制)や、産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別控除制度(特別試験研究税制)がございます。

お問い合わせ先 ● 中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816

4 技術や知的財産などの活用に専門家を継続派遣します

専門家継続派遣事業(有料)

技術活用、知財などの専門家を中小企業へ長期間継続派遣し、中小企業の経営課題や発展段階に応じたタイムリーなアドバイスを行い、中小企業を支援します。

参考 ● 専門家の派遣費用の負担額は1日当たり16,700円です。

派遣する専門家は、中小企業診断士、弁理士など、中小企業支援の経験が豊富な実務家です。

お問い合わせ先 ● 中小企業基盤整備機構 各地域本部 経営支援課
<http://www.smrj.go.jp/venture/consult/specialist/>

北海道本部	TEL.011-210-7471	北陸本部	TEL.076-223-5546	中国本部	TEL.082-502-6555
東北本部	TEL.022-716-1751	中部本部	TEL.052-220-0516	四国本部	TEL.087-811-1752
関東本部	TEL.03-5470-1637	近畿本部	TEL.06-6910-3866	九州本部	TEL.092-263-0300

5 公設試など各種研究機関に蓄積された技術力をご活用ください

公設試験研究機関の活用

各都道府県などの公設試験研究機関では、技術的な課題や問題を解決できるよう、その蓄積された技術力をもとに以下の事業を行います。

- ① 技術相談・技術指導
- ② 試験室開放による試験装置や計測機器の利用
- ③ 受託・共同研究及び依頼試験・分析
- ④ 人材育成(技術研修・講習会の実施等)、技術情報の提供など
※一部有料(装置の利用期間などにより負担額が決定)

産業技術総合研究所が提供している公設試一覧のホームページから、各機関のホームページにアクセスすることができます。

全国公設試験研究機関リンク集

<http://unit.aist.go.jp/col/ci/wholesgk/link/kousetsushi/kousetsushi.htm>

公設試験研究機関の依頼分析・開放設備等

<http://unit.aist.go.jp/col/ci/wholesgk/link/iraiibunseki.htm>

お問い合わせ先 ● 公設試験研究機関(上記ホームページ参照)

● 都道府県商工担当課

● 都道府県公設試験研究機関管理課

産業技術総合研究所による技術相談

産業技術総合研究所では、つくば及び全国の技術アドバイザーに技術相談をすることができます。※詳しくは下記アドレスをご参照ください。

お問い合わせ先 ● 産業技術総合研究所(技術相談窓口)

http://www.aist.go.jp/aist_j/inquiry/inquiry_main2.html

3

ITの活用を支援します

1 資金面からITを活用した企業経営を支援します

戦略的CIO育成支援事業

緻密なコンサルティングを行うことで企業のIT化を促進すると同時に、企業内におけるCIOとなりうる人材を育成するために、専門家を派遣する制度です。

負担費用	16,700円/日(専門家派遣に要する謝金の1/3相当額)
派遣期間	3ヶ月間~1年間程度 ※更新可
申し込み先	中小企業基盤整備機構各地域本部

お問い合わせ先 ● 中小企業基盤整備機構 TEL.03-5470-1564

IT活用促進資金

中小企業が情報化を進めるために必要な、情報化投資を構成する設備などの取得に係る設備資金、また、ソフトウェアの取得・制作やデジタルコンテンツの制作、上映などに係る運転資金の融資を受けることができます。

貸付対象	中小企業者
貸付用途	情報技術(IT)やデジタルコンテンツ技術の活用など、情報化投資に必要な設備、建物、運転資金(人材教育費用、コンサルタント費用を含む)など
貸付利率	(1)電子計算機等情報化を構成する設備等:特別利率① (2)上記のうち基幹業務、電子商取引(電子入札含む)、電子タグ、及びデジタルコンテンツに情報技術(IT)を活用するもの(被制御設備、関連建物、構築物を除く)(※):特別利率③ (3)(長期)運転資金のうち人材教育費用等:特別利率① (4)その他情報化投資に必要な資金:基準利率 (※)中小企業事業については、特別利率②
貸付期間	設備資金:15年以内 運転資金:5年以内(特に必要と認められる場合は7年以内)
貸付限度額	中小企業事業:7億2,000万円(うち長期運転資金2億5,000万円) 国民生活事業:7,200万円(うち運転資金4,800万円)

お問い合わせ先 ● 日本政策金融公庫 全国各店舗 <http://www.jfc.go.jp/branch/index.html>
事業資金相談ダイヤル TEL.0120-154-505

2 財務面からITを活用した企業経営を支援します

中小企業投資促進税制

機械・装置その他の対象設備・資産を導入された場合、税制の特別措置を受けることができます。

対象者	青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小法人など
投資対象	(1)機械・装置(1台の取得価額が160万円以上) (2)特定の工具、器具及び備品 ・電子計算機(1台あるいは複数台の合計取得価額が120万円以上) ・デジタル複合機(1台の取得価額が120万円以上) ・測定工具及び検査工具、試験又は測定機器(1台あたり30万円以上かつ1台あるいは複数台の合計取得価額が120万円以上) (3)一定のソフトウェア(1基あるいは複数基の合計取得価額が70万円以上) (4)普通貨物自動車(車両総重量3.5ト以上) (5)内航船舶(ただし取得価額の75%が対象) ※平成24年度より、対象となるソフトウェアに中小企業情報基盤強化税制で対象となっていたソフトウェアが統合され、中小企業情報基盤強化税制は廃止されました。

○参考:中小企業情報基盤強化税制のうち、今年度より中小企業投資促進税制の対象となったソフトウェア

- (1)サーバ用OS※、(2) (1)がインストールされたサーバ、(3)仮想化ソフトウェア※
 - (1)データベース管理ソフトウェア(DBMS)※、(2) (1) + 当該DBMSの機能を利用するアプリケーションソフトウェア
 - 連携ソフトウェア※
 - 1~3と同時に取得されるファイアウォール※
 - 1~3と同時に取得される侵入検知システム(IDS)※、侵入予防システム(IPS)※、ウェブ・アプリケーション・ファイアウォール(WAF)※
- ※ ISO/IEC408に基づいて評価・認証されたもの

措置内容 投資に対する7%の税額控除または30%の特別償却を受けることができます(ただし、資法人の方は、特別償却のみとなります)。

お問い合わせ先 ● 中小企業庁 財務課 TEL.03-3501-5803
● 経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 TEL.03-3501-2646

3 ITを活用した企業経営を後押しします

中小企業IT経営力大賞

優れたIT経営を実現し、かつ、他の中小企業がIT経営に取り組む際の参考になるような中小企業等に対して、経済産業大臣賞等を交付し、成功事例として下記ポータルサイト等で普及を図ることにより、中小企業のIT活用を促進します。
(ポータルサイト) <http://www.it-keiei.go.jp/award/index.html>

お問い合わせ先 ● 経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課又は、各経済産業局(最終頁「IT」参照)

商工団体等によるIT化支援

お近くの商工会、商工会議所が行うIT研修や、パソコン導入サポートサービスなどの支援を行います。また、ITコーディネータ協会がIT経営を支援する専門家を派遣します。さらに民間主導で結成されたコンソーシアム(SPCS)がクラウド/SaaSの導入に向けた情報提供等を行います。 ※企業負担が生じます。詳しくは下記までご連絡ください。

お問い合わせ先 ● 日本商工会議所 情報化推進部 TEL.03-6402-6148
● 全国商工会連合会 組織運営部情報課 TEL.03-6268-0082
● 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会 TEL.03-6912-1081 (<http://www.itc.or.jp/>)
● 中小企業支援SaaS利用促進コンソーシアム(SPCS) TEL.03-3730-3203 (<http://www.spcs.jp/>)

ITコーディネータによるIT経営実践支援

経済産業省の推進資格である「ITコーディネータ」を保有する約6,500名の専門家が、中小企業の経営に役立つIT活用について、全国各地でアドバイス・支援を行います。また、商工団体や情報産業団体等と連携し、一体的に中小企業経営をサポートします。 ※支援にあたり、企業負担が生じる場合がございます。

お問い合わせ先 ● 特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会 TEL.03-6912-1081 (<http://www.itc.or.jp/>)

4

知的財産の権利化や戦略的な活用を支援します

1 アイディア段階から事業展開まで中小企業等の知的財産に関する悩みを解決します！

知的財産のワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」

「知財総合支援窓口」は平成23年度から都道府県ごとに設置された「知的財産支援の拠点」です。



●窓口における支援

- 窓口に配置された支援担当者が、課題等をその場で受け付け、ワンストップで解決支援！
- 中小企業向け知的財産支援策の紹介や出願手続（電子出願用端末機器を利用した電子出願も可能）について説明！
- 専門性の高い課題に対しては、弁理士や弁護士等の知的財産の専門家と協働して解決支援！

●支援機関と連携した支援

- JETRO、中小企業基盤整備機構、大学等の関係する支援機関やその機関の専門家と連携し、効果的に解決支援！

●知的財産の活用促進支援

- 知的財産の意識が十分でない中小企業に対し、知的財産活用への“気づき”を与え、自社の持つ有用技術等を発掘することにより、知的財産活用を促進！

→ 窓口一覧はこちらから

【特許庁トップページ】→【知財支援情報_中小企業・個人向け情報】→
【困ったら、まずはこちら_知的財産に関するワンストップサービスを提供します！=「知財総合支援窓口はこちら」=】
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/chizai_mado.htm

- お問い合わせ先 ● 特許庁 普及支援課 地域調整班 TEL.03-3581-1101(内線2107)
● 各経済産業局特許室 (最終頁「特許・知財」参照)

2 特許料などの減免が受けられます

一定の要件を満たす個人・法人は、審査請求料及び特許料（第1年分から第10年分）の減免を受けることができます。

法人の減免要件	個人の減免要件
対象 ①～③のすべての要件を満たす法人 ①法人税が課されていない 又は 設立後10年を経過していない ②資本金3億円以下である ③他の法人に支配されていない	対象 ①～⑤のいずれかの要件に該当する個人 ①生活保護を受けている者 ②市町村民税が課されていない者 ③所得税が課されていない者 ④事業税が課されていない個人事業主 ⑤事業開始後10年を経過していない個人事業主
特許料 (第1～10年分) : 半額軽減 審査請求料 : 半額軽減	特許料 (第1～3年分) : ①②→免除 ③④⑤→半額軽減 特許料 (第4～10年分) : ①②③④⑤→半額軽減 審査請求料 : ①②→免除 ③④⑤→半額軽減

手続上の留意点 個人・法人を対象とした料金減免制度を利用する場合、審査請求書又は特許料納付書の提出と同時に特許庁へ減免申請書を提出する必要があります。

上記の要件のほか、研究開発型中小企業も減免対象となります。

研究開発型中小企業の減免要件		
特許料(第1～10年分) : 半額軽減 審査請求料 : 半額軽減		
個人事業主 対象1 ①及び②の要件を満たす個人事業主 ①表1の研究開発要件のいずれかを満たすこと ②従業員数が業種により表2の人数以下	会社 対象2 ①及び②の要件を満たす会社 ①表1の研究開発要件のいずれかを満たすこと ②従業員数が業種により表2の人数以下又は資本金の額若しくは出資の総額が表3の額以下	組合 対象3 ①の要件を満たす組合※ ①表1の研究開発要件のいずれかを満たすこと ※事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会等

表1. 研究開発要件 1)～3)のいずれか

- 試験研究費等比率が収入金額の3%超
 - 以下のいずれかの認定事業等の成果に関する発明（事業開始から事業終了後2年以内に出願されたもの）
 - 中小企業技術革新支援制度 (SBIR) の補助金等交付事業 (旧新事業創出促進法による補助金等交付事業を含む)
 - 承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業 (旧中小企業経営革新支援法による承認事業を含む)
 - 認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業
 - 旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(旧創造法)における認定事業※
 - 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律における認定事業
 - 以下のいずれかの計画に従って承継した発明
 - 承認経営革新計画
 - 認定異分野連携新事業分野開拓計画
 - 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律における認定計画
- ※旧創造法に基づく軽減措置については、特許料の軽減期間が1～3年分のみとなるなど、他の認定事業等と異なる点があります。旧創造法に基づく軽減措置の詳細については、特許庁ホームページを御確認ください。

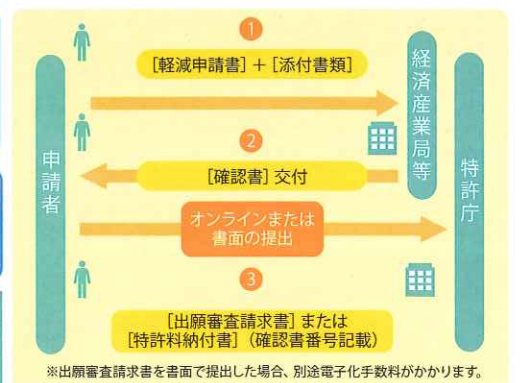
表2. 業種ごとの従業員数の基準

- 製造業、建設業、運輸業、その他(除b～e) 300人
- 小売業 50人
- 卸売業、サービス業(除ソフトウェア業、情報処理サービス業) 100人
- 旅館業 200人
- ゴム製品製造業 900人

表3. 業種ごとの資本金の額若しくは出資の総額の基準

- 製造業、建設業、運輸業、その他(除b,c) 3億円
- 小売業、サービス業(除ソフトウェア業、情報処理サービス業) 5,000万円
- 卸売業 1億円

手続上の留意点 研究開発型中小企業を対象とした料金減免制度を利用する場合、特許庁に審査請求書又は特許料納付書を提出する前に、経済産業局等へ軽減申請書などを送付し、確認書の交付を受けることが必要。



● 特許庁ホームページ <http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/youkin/genmensochi.htm>

お問い合わせ先

〈本制度全般〉

- 特許庁 総務課調整班 TEL.03-3581-1101(内線2105)
- 経済産業省 産業技術環境局 産業技術政策課 TEL.03-3501-1773
- 中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816

〈SBIR・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律〉

- 中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816
- 経営革新計画・異分野連携新事業分野開拓計画
- 中小企業庁 新事業促進課 TEL.03-3501-1767

3 自身の出願について直接審査官と話することができます

審査官と直接会って発明の内容等を説明することができます。また、審査官の意見を直接聞くことができます。これにより円滑な意思疎通が図られ、よりの確な権利取得が可能となります。特許庁で実施されるほか、全国各地に審査官が出張して行う出張面接審査やインターネットを経由したテレビ会議システムを利用したテレビ面接審査があります。

- お問い合わせ先**
- 出張面接審査
〈特許〉特許庁 調整課 面接審査管理専門官 TEL.03-3581-1101 (内線3114)
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/junkai.htm
 - テレビ面接審査
〈特許〉特許庁 調整課 面接審査管理専門官 TEL.03-3581-1101 (内線3114)
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/telesys_mensetu.htm
〈意匠〉特許庁 意匠課 企画調査班 TEL.03-3581-1101 (内線2907)
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tv_ishome.htm

4 早期審査の申出により通常に比べて早期に審査をします

早期審査制度

特許の出願人が中小企業や個人の方の場合、「早期審査に関する事情説明書」を提出していただくことにより、通常の特許出願に比べ早期に審査を受けることができます。早期審査は無料でご利用できます。

対象者	特許の審査請求を行った出願人である中小企業、個人
申込方法	審査請求と同時に、又は審査請求後に、特許庁のホームページ中の例に従って「早期審査に関する事情説明書」を作成の上、特許庁に提出してください。

意匠、商標にも早期審査制度があります。要件・手続きの詳細は、特許庁ホームページをご参照ください。

- お問い合わせ先**
- 〈特許〉特許庁 調整課審査業務管理班 TEL.03-3581-1101 (内線3106)
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm
 - 〈意匠〉特許庁 意匠課 企画調査班 TEL.03-3581-1101 (内線2907)
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/isyousoukisinri.htm
 - 〈商標〉特許庁 商標課 企画調査班 TEL.03-3581-1101 (内線2805)
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm

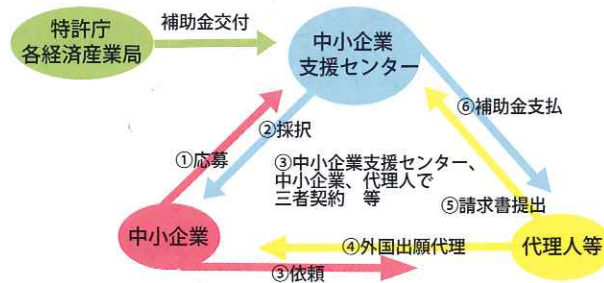
5 知的財産の戦略的な外国出願を支援します

地域中小企業外国出願支援事業

中小企業者における戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センターに対する補助金交付を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願にかかる費用の一部を補助しています。

補助率	1/2以内
補助額	1企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合） 案件ごとの上限：特許150万円 実用新案・意匠・商標60万円 冒認対策商標（※）：30万円 （※）冒認対策商標 第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願
補助対象経費	外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費等

【補助スキーム】



※上記は特許庁から支援センターへ交付する補助金の内容です。各支援センターにおける中小企業への補助金については、一部運用が異なる場合があります。

平成25年度の実施支援センターは、以下の特許庁HPよりご確認ください。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm

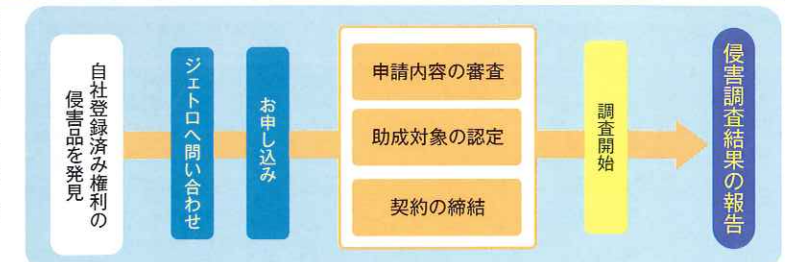
応募期間や応募方法等の詳細については各支援センターまでご確認ください。

- お問い合わせ先**
- 特許庁 普及支援課 支援企画班 TEL.03-3581-1101 (内線2145)
 - 各都道府県等中小企業支援センター

6 海外で見つけた模倣品・海賊版の対策を支援します

中小企業知的財産権保護対策事業

海外展開を図る我が国中小企業の知的財産権保護を図るため、日本貿易振興機構(JETRO)の有する海外ネットワーク(知的財産専門家、現地調査会社など)を活用して、中小企業の個別要望に応じて知的財産権の侵害状況調査を実施し、報告します。



支援内容	1件あたりの調査費用の2/3または300万円のどちらか低い額を助成します。
募集期間	平成25年11月1日まで
ホームページ	http://www.jetro.go.jp/jetro/services/ip_service/

- お問い合わせ先**
- 日本貿易振興機構 知的財産課 TEL.03-3582-5198
 - 経済産業省 製造産業局 政府模倣品・海賊版対策総合窓口 TEL.03-3501-1701
 - 中小企業庁 創業・技術課 TEL.03-3501-1816

お問い合わせ先

中小企業電話相談ナビダイヤル

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:30

0570-064-350

※通話料は発信者側の負担となります
※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

お近くの経済産業局中小企業課に繋がります。

がんばる中小企業 経営相談ホットライン

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:00

0570-009-111

※通話料は発信者側の負担となります
※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

経営に関することなら、何でもお気軽にご相談ください。

担当部署

ものづくり・技術開発等	中小企業庁 創業・技術課	TEL.03-3501-1816 (直通)
IT化	経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課	TEL.03-3501-2646 (直通)
知財活用	特許庁 総務課	TEL.03-3501-0436 (直通)

ものづくり補助金 地域事務局(各都道府県中央会)

受付時間 10:00～12:00、13:00～17:00 月曜～金曜(祝日除く)

申請書の提出・お問い合わせは、補助事業の主たる実施場所を担当する地域事務局へお願いします。

北海道	北海道中小企業団体中央会	TEL.011-241-9500	滋賀県	滋賀県中小企業団体中央会	TEL.077-511-1430
青森県	青森県中小企業団体中央会	TEL.017-763-5205	京都府	京都府中小企業団体中央会	TEL.075-325-1381
岩手県	岩手県中小企業団体中央会	TEL.019-624-1363	奈良県	奈良県中小企業団体中央会	TEL.0742-22-3200
宮城県	宮城県中小企業団体中央会	TEL.022-222-5560	大阪府	大阪府中小企業団体中央会	TEL.06-6947-4378
秋田県	秋田県中小企業団体中央会	TEL.018-874-9443	兵庫県	兵庫県中小企業団体中央会	TEL.078-351-6211
山形県	山形県中小企業団体中央会	TEL.023-664-1816	和歌山県	和歌山県中小企業団体中央会	TEL.073-421-3500
福島県	福島県中小企業団体中央会	TEL.024-529-7603	鳥取県	鳥取県中小企業団体中央会	TEL.0857-26-6671
茨城県	茨城県中小企業団体中央会	TEL.029-302-6681	島根県	島根県中小企業団体中央会	TEL.0852-21-4809
栃木県	栃木県中小企業団体中央会	TEL.028-612-8540	岡山県	岡山県中小企業団体中央会	TEL.086-227-9333
群馬県	群馬県中小企業団体中央会	TEL.027-232-4123	広島県	広島県中小企業団体中央会	TEL.082-222-8338
埼玉県	埼玉県中小企業団体中央会	TEL.048-783-2861	山口県	山口県中小企業団体中央会	TEL.083-922-2606
千葉県	千葉県中小企業団体中央会	TEL.043-223-5851	徳島県	徳島県中小企業団体中央会	TEL.088-678-9348
東京都	東京都中小企業団体中央会	TEL.03-6264-1481	香川県	香川県中小企業団体中央会	TEL.087-851-8311
神奈川県	神奈川県中小企業団体中央会	TEL.045-319-4649	愛媛県	愛媛県中小企業団体中央会	TEL.089-990-3031
新潟県	新潟県中小企業団体中央会	TEL.025-234-3090	高知県	高知県中小企業団体中央会	TEL.088-845-8870
長野県	長野県中小企業団体中央会	TEL.026-228-1171	福岡県	福岡県中小企業団体中央会	TEL.092-626-7066
山梨県	山梨県中小企業団体中央会	TEL.050-6861-9988	佐賀県	佐賀県中小企業団体中央会	TEL.0952-23-4598
静岡県	静岡県中小企業団体中央会	TEL.054-255-5900	長崎県	長崎県中小企業団体中央会	TEL.095-826-3201
愛知県	愛知県中小企業団体中央会	TEL.052-485-6811	熊本県	熊本県中小企業団体中央会	TEL.096-325-3255
岐阜県	岐阜県中小企業団体中央会	TEL.058-277-1101	大分県	大分県中小企業団体中央会	TEL.097-536-7227
三重県	三重県中小企業団体中央会	TEL.059-273-5960	宮崎県	宮崎県中小企業団体中央会	TEL.0985-24-4278
富山県	富山県中小企業団体中央会	TEL.076-482-5738	鹿児島県	鹿児島県中小企業団体中央会	TEL.099-222-9258
石川県	石川県中小企業団体中央会	TEL.076-255-6280	沖縄県	沖縄県中小企業団体中央会	TEL.098-996-2481
福井県	福井県中小企業団体中央会	TEL.0776-23-3042			

経済産業局

北海道経済産業局	製造産業課	TEL.011-709-1784	(直通)・ものづくり支援
	情報政策課	TEL.011-700-2253	(直通)・IT
	特許室	TEL.011-747-8252	(直通)・知財
		TEL.011-709-5441	(直通)・特許料など軽減
	中小企業課新事業促進室	TEL.011-756-6718	(直通)・新事業展開・新連携・小規模事業者活性化補助金
東北経済産業局	産業技術課(技術企画室)	TEL.011-709-5441	(直通)・グローバル技術連携・地域イノベーション
	情報・製造産業課	TEL.022-221-4903	(直通)・ものづくり支援(法認定)・IT
	産業技術課	TEL.022-221-4897	(直通)・ものづくり支援(研究開発支援)・グローバル技術連携・地域イノベーション
	特許室	TEL.022-223-9730	(直通)・知財・特許料など軽減
	中小企業課新事業促進室	TEL.022-221-4923	(直通)・新事業展開・新連携・小規模事業者活性化補助金
関東経済産業局	製造産業課	TEL.048-600-0307	(直通)・ものづくり支援
	情報政策課	TEL.048-600-0282	(直通)・IT
	特許室	TEL.048-600-0319	(直通)・知財
		TEL.048-600-0239	(直通)・特許料など軽減
	経営支援課	TEL.048-600-0428	(直通)・新事業展開・農商工・地域資源・小規模事業者活性化補助金
中部経済産業局	新規事業課	TEL.048-600-0394	(直通)・新連携
	産業技術課	TEL.048-600-0237	(直通)・グローバル技術連携・地域イノベーション
	製造産業課	TEL.052-951-2724	(直通)・ものづくり支援
	電力・ガス事業北陸支局産業課	TEL.076-432-5401	(直通)・ものづくり支援
	情報政策室	TEL.052-951-2774	(直通)・IT
近畿経済産業局	特許室	TEL.052-223-6604	(直通)・知財
		TEL.052-951-2774	(直通)・特許料など軽減
	経営支援課	TEL.052-951-0521	(直通)・新事業展開・新連携・農商工・地域資源
	経営支援課新事業支援室	TEL.052-951-2761	(直通)・小規模事業者活性化補助金
	産業技術・人材・情報政策課	TEL.052-951-2774	(直通)・グローバル技術連携・地域イノベーション
中国経済産業局	国際課	TEL.052-951-4091	(直通)・グローバル技術連携
	製造産業課	TEL.06-6966-6022	(直通)・ものづくり支援
	情報政策課	TEL.06-6966-6015	(直通)・IT
	特許室	TEL.06-6966-6016	(直通)・知財・特許料など軽減
	創業・経営支援課	TEL.06-6966-6014	(直通)・新事業展開・新連携・農商工・地域資源
四国経済産業局	中小企業課	TEL.06-6966-6023	(直通)・小規模事業者活性化補助金
	産業技術課	TEL.06-6966-6017	(直通)・グローバル技術連携・地域イノベーション
	地域経済課	TEL.082-224-5684	(直通)・ものづくり支援(法認定)・IT
	特許室	TEL.082-224-5625	(直通)・知財・特許料など軽減
	経営支援課	TEL.082-224-5658	(直通)・新事業展開・新連携・小規模事業者活性化補助金
九州経済産業局	次世代産業課	TEL.082-224-5680	(直通)・グローバル技術連携・ものづくり支援(研究開発支援)・地域イノベーション
	製造産業課	TEL.087-811-8520	(直通)・ものづくり支援(法認定)
	産業技術課	TEL.087-811-8518	(直通)・ものづくり支援(研究開発支援)・グローバル技術連携・地域イノベーション
	地域経済課 情報政策室	TEL.087-811-8515	(直通)・IT
	特許室	TEL.087-869-3790	(直通)・知財
沖縄総合事務局		TEL.087-811-8519	(直通)・特許料など軽減
	中小企業課新事業促進室	TEL.087-811-8562	(直通)・新事業展開・新連携・小規模事業者活性化補助金
	技術振興課	TEL.092-482-5464	(直通)・ものづくり支援
	情報政策課	TEL.092-482-5440	(直通)・IT
	知的財産戦略センター	TEL.092-481-2468	(直通)・知財
九州経済産業局	特許室	TEL.092-482-5463	(直通)・特許料など軽減
	中小企業経営支援室	TEL.092-482-5491	(直通)・新事業展開・新連携・小規模事業者活性化補助金
	技術企画課	TEL.092-482-5462	(直通)・グローバル技術連携・地域イノベーション
	地域経済課	TEL.098-866-1730	(直通)・ものづくり支援・IT・グローバル技術連携・地域イノベーション
	特許室	TEL.098-867-3293	(直通)・知財
九州経済産業局	特許室	TEL.098-866-1730	(直通)・特許料など軽減
	中小企業課	TEL.098-866-1755	(直通)・新事業展開・新連携・小規模事業者活性化補助金

相談室

中小企業庁 相談室 **TEL.03-3501-4667**

■ 中小企業相談官が、中小企業施策に関する相談等に対応します。

冊子についてのお問い合わせ

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL.03-3501-1709

中小企業庁 広報室

2013-広報室-一般-初-009

リサイクル適性(A)

<http://www.chusho.meti.go.jp>

中小企業庁

検索

インターネットから冊子の注文が可能です

モバイル中小企業庁
<http://chusho.mjmk.jp>



2013年7月